

審決

不服 2015-17487

アメリカ合衆国カリフォルニア州 94065 レッドウッド・シティー, オラクル・パークウェイ 500

請求人 オラクル・インターナショナル・コーポレーション

大阪府大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号中之島セントラルタワー

代理人弁理士 特許業務法人深見特許事務所

特願 2014-511330 「会議についての時間的に関連した活動ストリーム」拒絶査定不服審判事件〔平成 24 年 11 月 22 日国際公開、WO 2012/158177、平成 26 年 8 月 7 日国内公表、特表 2014-519262〕について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

第 1 手続の経緯及び本願発明

1 手続の経緯

本件出願は、2011 年（平成 23 年）5 月 20 日（パリ条約による優先権主張外国出願受理 2011 年 5 月 19 日、米国）を国際出願日とする出願であって、平成 26 年 1 月 22 日付けで手続補正がなされ、平成 26 年 12 月 15 日付けで拒絶理由の通知がなされ、これに対し、平成 27 年 4 月 3 日付けで手続補正がなされたが、平成 27 年 5 月 19 日付け（発送日同年 5 月 26 日）で拒絶査定がなされた。

本件は、上記拒絶査定を不服として平成 27 年 9 月 25 日付けで請求された拒絶査定不服審判である。

2 本願発明

本願の請求項 1～24 に係る発明は、平成 27 年 4 月 3 日付け手続補正により補正された特許請求の範囲、明細書及び図面の記載からみて、その特許請求の範囲の請求項 1～24 に記載した事項により特定されるところのものであるところ、請求項 1 に係る発明は、次のとおりのものである（この発明を以下「本願発明」という。）。

（本願発明）

（A）方法であって、

（B）会議が発生している間に、前記会議に関連する活動についての活動記録を前記活動の発生を検知に応答して生成するステップを備え、

（B-1）前記活動記録は、前記会議の記録が記録されている間に生成され、

（B-2）前記活動記録は、前記会議の記録とは独立して生成され、

（B-3）前記活動記録は、前記会議の記録において発生が記録されていない特定の活動についての特定の活動記録を含み、

（B-4）前記特定の活動記録は、前記会議に関与しないとともに前記会議の記録に関与しないソースを使用し、前記会議の記録とは別個に 1 人以上の会議参加者の行動を監視することによって少なくとも部分的に検知され、

（B-5）各活動記録は、少なくとも（a）前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報と、（b）前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータとを含み、前記方法はさらに、

（C）前記会議が終了した後に、前記会議中において発生した特定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップと、

（D）前記特定の活動がいつ発生したかに対応する前記会議の記録内の位置

を見つめる前記タイミングデータを使用するステップとを備え、
(E) 前記方法は1つ以上の演算装置によって行われる、方法。

((A) ~ (E) は、当審で付与した。以下各構成要件を「構成要件A」等という。)

第2 引用文献1の記載事項及び引用文献1に記載された発明

1 引用文献1の記載事項

原査定における拒絶の理由に引用された特開2004-173058号公報(以下「引用文献1」という。)には、「会議情報可視化方法、装置、プログラムおよび該プログラムを記録した記録媒体」(発明の名称)に関し、図面と共に次に掲げる事項が記載されている(下線は当審が付与した。)

「【0012】

この遠隔会議システムは、LAN(ローカルエリアネットワーク)やインターネットなどのネットワーク1と、ネットワーク1に接続したサーバ2と、ネットワーク1に接続した複数台のクライアントPC(パーソナルコンピュータ)3とから構成されている。クライアントPC3は、それぞれ、会議参加者からの各種の情報の入力装置として、音声情報を入力するマイクロホン11と、映像情報を入力するカメラ12と、チャット入力などに用いられるキーボード13と、共有資料への書込みやポインティングなどに使用されるマウス14と、その他のセンサ15とを備えている。その他のセンサ15として、会議参加者に係る種々の情報を収集するものが適宜使用される。センサ15としては、複数種類のものが備えられていてもよい。例えば、センサ15としては、会議参加者の発汗・脈拍・姿勢情報・筋電信号などを検出するものや、電子ペン入力情報を検出するもの、さらにはモーションキャプチャーなどを用いることができる。もちろん、ここで例示されている以外の情報を取得するセンサを用いることもできる。また、クライアントPC3には、出力装置として、液晶表示パネルなどの表示装置16と、スピーカ17が設けられている。

【0013】

この遠隔会議システムでは、各クライアントPC3に接続された入力装置から入力したそれぞれのモダリティの情報は、クライアントPC3を介してネットワーク1に送出され、サーバ2に到着する。サーバ2では、それぞれの情報をそのサーバ2に接続した外部記憶装置に蓄積するとともに、映像・音声・チャット入力・マウスによる共有資料への書込み情報およびポインティング情報については、サーバ2上でミキシングして再び各クライアントPC3に送出する。・・・」

「【0015】

図2は、クライアントPC3の構成をその内部での処理の流れに即して示したブロック図ある。クライアントPC3は、マイクロホン11からの音声信号が入力する音声入力部21と、カメラ12からの映像信号が入力する映像映像部22と、キーボード13からのキーボード入力信号が入力するキーボード入力管理部23と、マウス14からの信号が入力するマウス入力管理部24と、センサ15からの検出信号(センサ信号)が入力するセンサ入力管理部25と、を備えている。マイクロホン11からの音声信号は、音声入力部21で適度に増幅されたのち、音声信号中における発話部(有音期間)を検出するVAD(音声アクティビティ検出)部26に入力されるようになっている。さらにこのクライアントPC3には、音声や映像、キーボード入力、マウス入力、センサ入力などの符号化を行う符号化部27と、時刻情報を発生する時間管理部28と、符号化部27で符号化された信号をネットワーク1上に送出するネットワーク管理部29とが設けられている。

【0016】

VAD部26は、音声の発話状態を監視しており、音声発話を検出すると、符号化部27に対して指令を送り、符号化部27における音声の符号化を開始させる。音声信号については、音声の発話が行われている間だけ、符号化が行われる。発話検出の技術としては、これまでもさまざまなものが知られており、ここでは、携帯電話機などに実装されている一般的な技術を使うことができる。」

「【0017】

カメラ入力映像入力部22を通して、符号化部27で符号化される。またマウス入力についても同様に、マウスのロータリーエンコーダの回転量およびボタンのクリックの状態がマウス入力管理部24入力し、マウス入力管理部24は、ロータリーエンコーダの回転の相対量から画面上のポインティングされているピクセルの画素座標を算出し、これをマウス座標値（ピクセル値）として出力する。また、マウス14におけるボタン入力は、ボタンの押すタイミングなどから、クリックやダブルクリックなどの状態に判別されて、マウス入力管理部24から出力される。この場合、ピクセル値（マウス座標値）は符号化部27に常時送信され、クリックやダブルクリックなどの情報はそのイベント発生時点に符号化部27に送信されるように構成されている。キーボード入力についても、キーボード入力管理部23からの入力をそのまま符号化部27に送るよう構成する。もっとも、クライアントPC3には仮名漢字変換の機能が備えられており、この仮名漢字変換の機能を用いたキーボード入力があった場合には、クライアントPC3の内部の辞書（不図示）を参照して仮名漢字変換した結果も併せて符号化されるようにする。」

「【0018】

センサ15は、その出力する信号の種類がアナログ信号であるか2値（バイナリ）信号であるかに応じて、アナログセンサと2値センサとに分類される。アナログセンサに対しては、センサ入力管理部25はA/D（アナログ／デジタル）変換器を備えており、センサからのアナログ信号をデジタルに変換した値が符号化部27に送信されるようになっている。スイッチ入力などの2値センサについては、これら2値（例えば“0”と“1”、あるいは“オン”と“オフ”）の間での遷移があったときにその遷移時点の情報（イベント）がセンサ入力管理部25から符号化部27に送信されるよう構成されている。アナログセンサは、例えば、脳波や心電波形などの生体情報や会議参加者に装着されたモーションセンサの情報を取得するために使用される。また2値センサは、例えば、着座センサ（圧力センサなどで座席に設置）などを想定しており、会議参加者の在席から離席状態への遷移や逆の状態への遷移などのイベントを取得するために使用される。」

「【0019】

また符号化部27は、入力した情報を符号化するとともに、時間管理部28からの時刻情報を参照してこの符号化された情報に時刻情報を付与し、ネットワーク符号化を行い送信するように構成されている。ネットワーク制御部29は、符号化された情報を適当にバッファリングしパケット化してネットワーク1に送出する。」

「【0021】

図3を参照すると、サーバ2には、ネットワーク1に接続するネットワーク制御装置41と、ネットワーク制御装置41で受信したパケットを一時的に保管するバッファ42と、パケットを復号するネットワーク復号部43と、復号された各クライアントPC3からの情報を音声情報、映像情報、キーボード入力方法、マウス入力情報、センサ情報などに分離する分離部44と、分離部44で分離された情報のうち音声情報を音声蓄積部31に、映像情報を映像蓄積部32に、センサ情報をセンサ情報蓄積部33に蓄積し、また、時刻・番地対応情報を時刻・番地対応情報蓄積部34に蓄積する記憶制御部45と、を備えている。ここで時刻・番地対応情報とは、時刻情報と、その時刻情報に対応する音声情報、映像情報、センサ情報の各蓄積部31～33での格納位置の番地とを対応付ける情報である。」

「【0024】

次に、会議情報可視化部の構成について、図4を用いて説明する。会議情報可視化部は、ユーザが指定した範囲の情報を、時刻・番地対応情報蓄積部34内の時刻・番地対応情報を利用して、外部記憶装置の各蓄積部31～33から取得する。また音声情報や映像情報について特徴量を算出し、算出した特徴量を出力できるようになっている。

【0025】

このような会議情報可視化部は、分離部44でマウス情報やキーボード情

報を入力として、ユーザの指定内容を判別するユーザ操作入力部51と、ユーザ操作入力部51で判別した内容に基づいて時刻・番地対応情報蓄積部34を参照することにより、ユーザが指定した範囲を各蓄積部31～33における番地の情報として表わす時刻情報変換部52と、時刻情報変換部52で得られた番地情報にしたがって各蓄積部31～33から音声情報、映像情報、センサ情報を取得するデータ取得部53と、取得した音声情報を再生して出力する音声再生部54と、取得した映像情報を再生して出力する映像再生部55と、取得した音声情報、映像情報、センサ情報などから特徴量を算出して出力する信号特徴量処理部56と、ユーザ操作入力部51で判別した内容に基づいて、可視化された会議情報に注釈を付する処理を行う注釈処理部57と、を備えている。信号特徴量処理部56で算出された特徴量は信号特徴量結果記憶部36に蓄積され、注釈処理部57で付された注釈は注釈記憶部35に蓄積されるようになっている。」

「【0054】

以上のような会議情報可視化を行ったことにより、各蓄積部31～34にはそれぞれの情報が蓄積されるとともに、各ユーザユーザのクライアントPC3の表示装置16上には、蓄積された各種情報が一覧形式で表示される。図6は、蓄積された各種情報を一覧するためのブラウジングツールでの表示の一例を示している。このブラウジングツール画面は、会議参加者等のクライアントPC3の表示装置16の画面上に表示されるものである。すなわち、会議情報可視化部の画像再生部55及び信号特徴量処理部56からの出力に応じて表示される画面を示している。このように複数の出力を組み合わせることでクライアントPCの画面上に表示させる技術自体は、動画像を含むウェブページを動的に作成する方法あるいはそのようなウェブページを表示（再生）する方法などとして、当業者にはよく知られていることである。例えば、会議情報可視化部がサーバ2に設けられている場合であれば、以下に図6を用いて説明するように映像情報と特徴量とを組み合わせることで同時に一覧可能である表示画面を動的に生成する、画面生成部をサーバ2に設けておけばよい。なお、映像情報の再生に同期させて音声再生部54より音声信号が出力されており、これによって、クライアントPC3のスピーカ17から会議を再生した音声出力されるようになっている。

【0055】

ブラウジングツールにおいて、横軸は時間情報を表しており、ひし形のマーク80は、現在再生している時刻を表している。各人のセンサ情報および、音声情報、画像情報およびそれらの特徴量情報は、この図のように、参加者ごとに整列され表示される。以後この参加者ごとに整列した情報領域のことを個人情報表示トラックと呼ぶこととする。個人情報表示トラック中の長方形は、音声バー84であって、そのタイミングでその参加者の音声発話が存在することを表している。ここで、音声バー84は、その濃淡で話者のピッチ周波数を表している。音声バー情報を表示することにより、話者が激しく興奮した様子を見分ける手がかりやまた時間当たりの発話数が一目にして分かるため、例えば、時間当たりの発話数を観察することにより、会議の盛り上がり度合いなどを知る手がかりとなる。

【0056】

図中の破線は、ユーザによって挿入されたインデックス86を表わす。また議事ブラウジング中に思いついたことなどを、付箋メモ83として、付箋紙のような形で貼り付けるような構成にしてもよい。また左側の顔写真は、蓄積されている動画情報（画像81）を表している。また下のテキスト情報は、テキストチャット88による入力を表している。個人情報表示トラック中の細い長方形の色変化は、画像情報のオプティカルフロー85の大きさを表しており、会議中の激しいジェスチャリングを見つける手がかりとなる。

【0057】

画像中の三角印は2値センサからのイベント情報（2値センサイベント87）を表し、会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなる。

【0058】

また画面上部の資料表示部には、共有資料82と、共有資料情報への書込み情報を表す。共有資料82への書込みや、共有資料の共有資料も会議参照の大きな手がかりである。各自の書込み情報を各自の個人情報トラックに表示するように構成してもよい。

【0059】

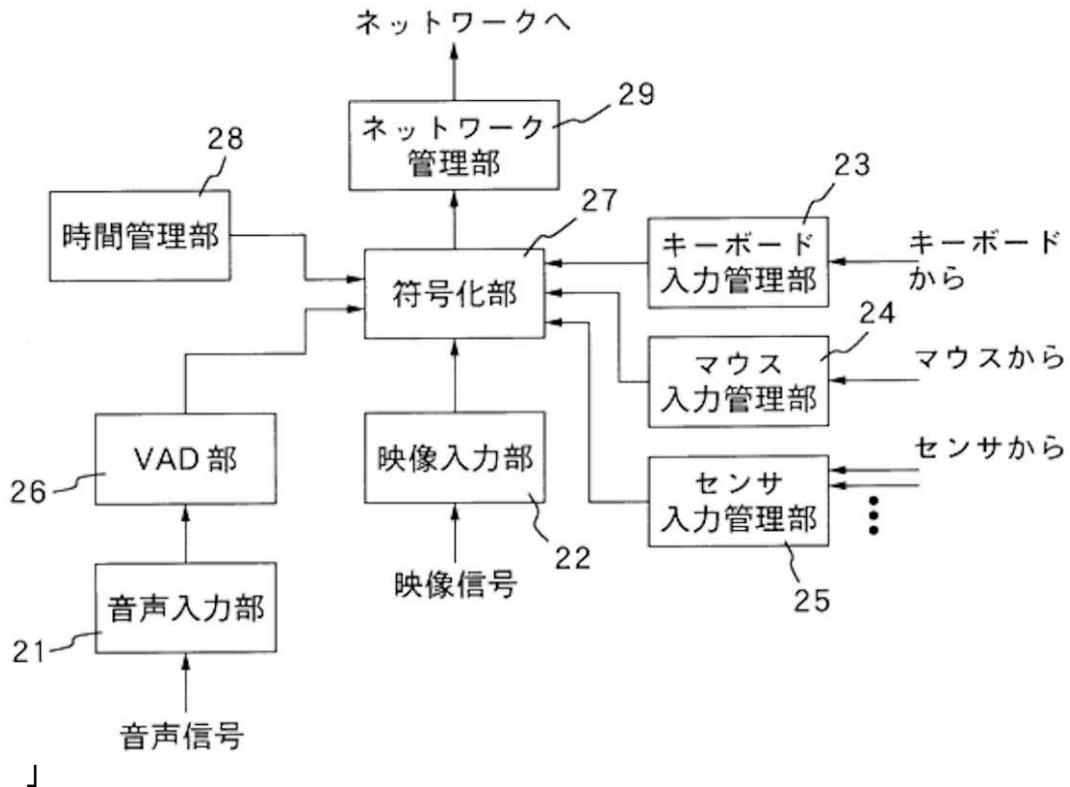
画面最下部には、いわゆるスクロールバー89が表示されている。ユーザはこのスクロールバー89を操作することによって、会議の開催中の任意の時刻を選択してそこから会議を再生することができるようになっている。

【0060】

以上説明したように、ブラウジングツールのユーザは、付箋紙、破線によるインデックス情報、画像情報、音声バーの濃淡、画像の時間的変化量、共有資料情報表示情報、センサ情報を手がかりに、会議について蓄積された情報を素早く閲覧することができる。

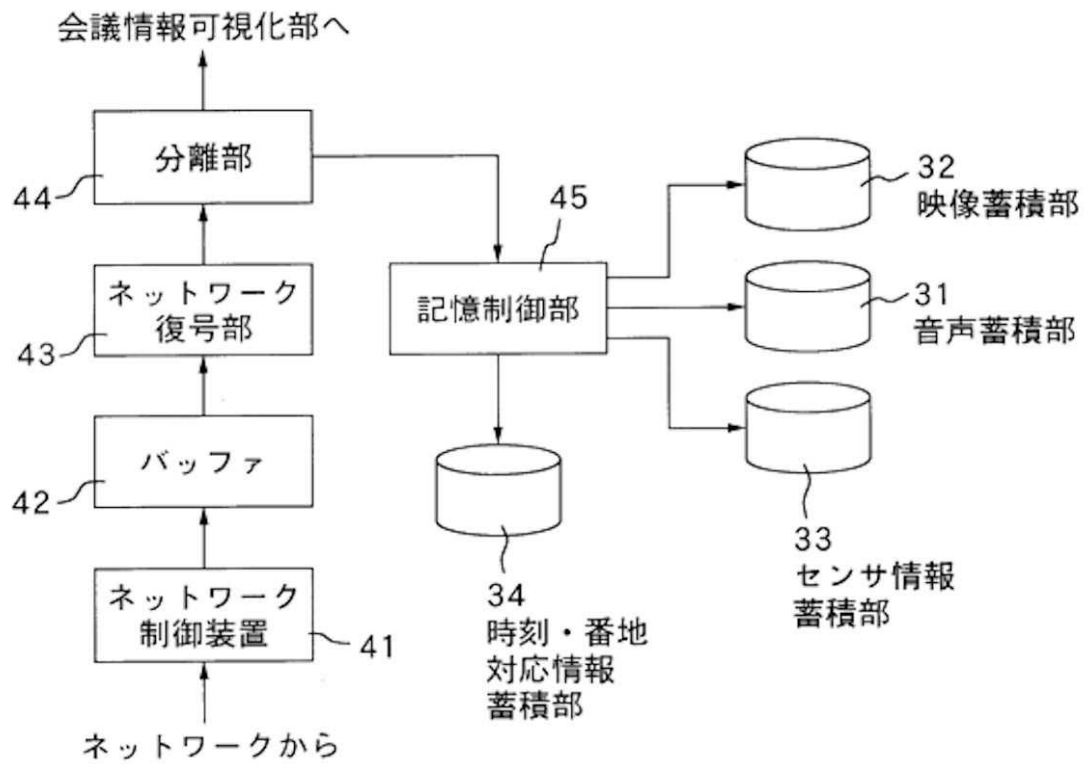
(クライアントPCの構成を示すブロック図)

「【図2】



(サーバにおける蓄積部の構成を示すブロック図)

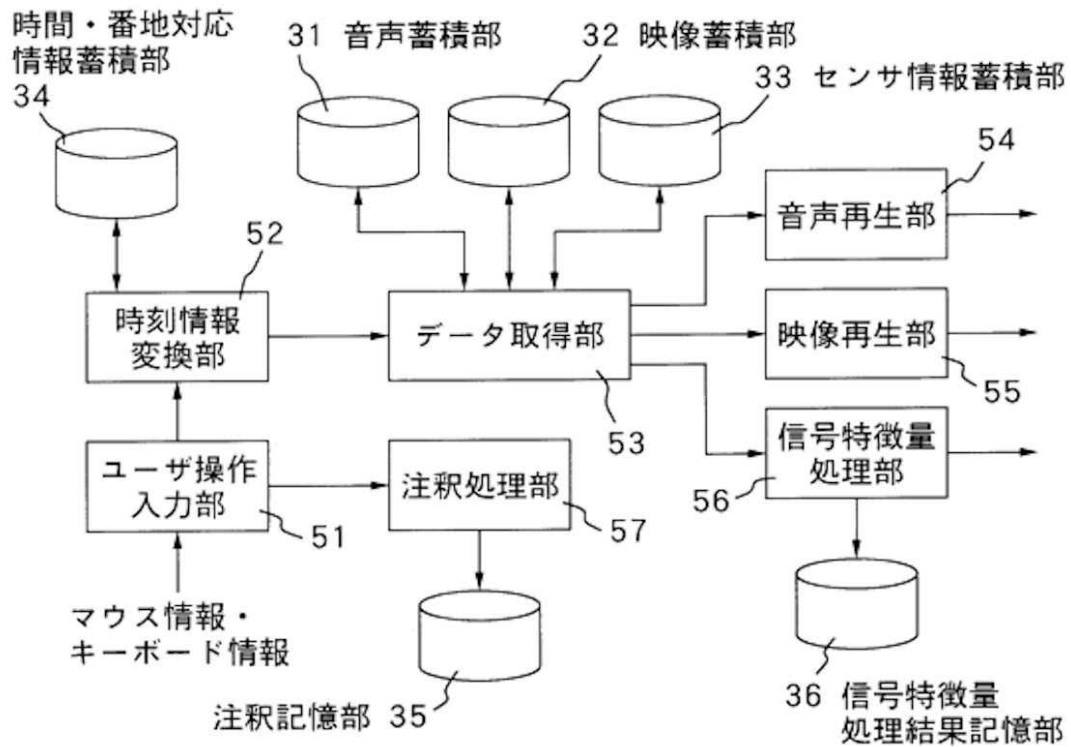
「【図3】



」

(会議情報可視化部の構成を示すブロック図)

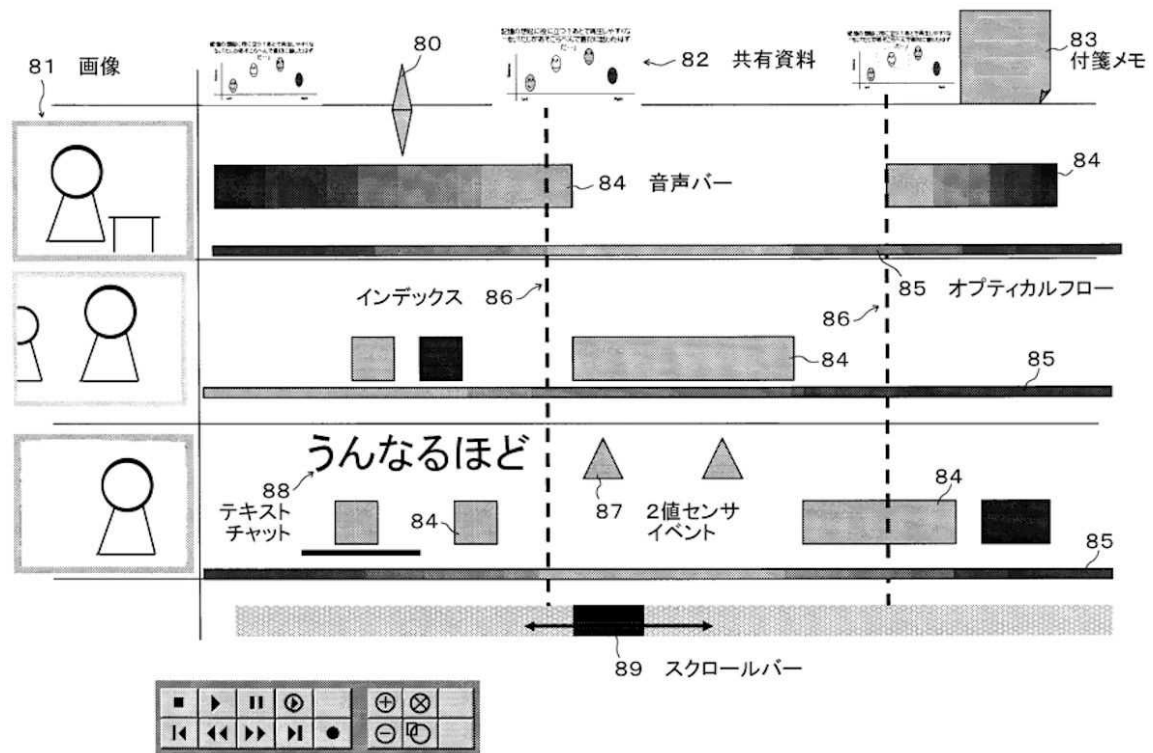
「【図4】



」

(会議検索インターフェースGUIの一例を示す図)

「【図6】



」

2 引用文献1に記載された発明

引用文献1には、次のことが記載されている。

(1) 遠隔会議システムは、ネットワーク1と、ネットワーク1に接続したサーバ2と、ネットワーク1に接続した複数台のクライアントPC3とから構成される(段落【0012】)。

(2) クライアントPC3は、会議参加者からの各種の情報の入力装置として、音声情報を入力するマイクロホン11と、映像情報を入力するカメラ12と、会議参加者に係る種々の情報を収集するその他のセンサ15とを備え(段落【0012】)、各クライアントPC3に接続された入力装置から入力したそれぞれのモダリティの情報は、サーバ2に送られ、サーバ2は、それぞれの情報をそのサーバ2に接続した外部記憶装置に蓄積する(段落【0013】)。

クライアントPC3は、音声情報、映像情報、センサからの検出情報を符号化するとともに、時刻情報を付与し、送信する(段落【0015】～【0019】)。

(3) サーバ2は、音声情報を音声蓄積部31に、映像情報を映像蓄積部32に、センサ情報をセンサ情報蓄積部33に蓄積し、また、時刻・番地対応情報を時刻・番地対応情報蓄積部34に蓄積する。ここで時刻・番地対応情報とは、時刻情報と、その時刻情報に対応する音声情報、映像情報、センサ情報の各蓄積部31～33での格納位置の番地とを対応付ける情報である。(段落【0021】)

(4) 会議情報可視化部は、ユーザが指定した範囲の情報を、時刻・番地対応情報蓄積部34内の時刻・番地対応情報を利用して、外部記憶装置の各蓄積部31～33から取得(段落【0024】)し、取得した音声情報を再生して出力し、取得した映像情報を再生して出力し、センサ情報などから特徴量を算出して出力する(段落【0025】)。

図6には、蓄積された各種情報を一覧するためのブラウジングツールでの表示の一例が示されている。ブラウジングツール画面は、会議情報可視化部の画像再生部55及び信号特徴量処理部56からの出力に応じて表示される画面を示し、映像情報の再生に同期させて音声再生部54より音声信号が出力される(段落【0054】)。

ユーザはこのスクロールバー89を操作することによって、会議の開催中の任意の時刻を選択してそこから会議を再生することができ(段落【0059】)、画像中の三角印は2値センサからのイベント情報を表し、会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりと

なる（段落【0057】）ものであり、ブラウジングツールのユーザは、センサ情報を手がかりに、会議について蓄積された情報を素早く閲覧することができる（段落【0060】）。

ここで、引用文献1に記載された発明を、センサからの検出情報を記録すること及びブラウジングツール画面を用いて会議についての情報を閲覧することを方法の発明として認定する。

クライアントPCからの音声情報、映像情報は、サーバの音声蓄積部、映像蓄積部に蓄積され、蓄積された音声情報、映像情報は、「会議の記録」と認められる（上記（2）、（3））。

クライアントPCからの、センサからの検出情報は、会議参加者からのものであり、サーバのセンサ情報蓄積部に蓄積されるから、「会議が発生している間に、会議参加者に関するセンサからの検出情報を記録」している。したがって、引用文献1に記載されている「方法」は、『会議が発生している間に、会議参加者に関するセンサからの検出情報を記録するステップ』を備えているといえる。当該『センサからの検出情報の記録』は、『会議の記録』が記録されている間に記録され、『会議の記録』とは、『独立』しており、『会議の記録において発生が記録されていない』ものである（上記（3））。

そして、『センサからの検出情報の記録』は、クライアントPCから送られた時刻情報が付加されたセンサからの検出情報におけるセンサからの検出情報が、センサ情報蓄積部にされるものであり、時刻・番地対応情報蓄積部に蓄積された時刻・番地対応情報を用いてアクセスされるから、『センサからの検出情報の記録』は、『送られてきた時刻情報が付加されたセンサからの検出情報におけるセンサからの検出情報が時刻・番地対応情報に対応した番地に記録される』（上記（2）、（3））。

さらに、上記（4）より、『会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなるイベント情報（センサからの検出情報）を含むブラウジングツール画面を用いて、会議についての情報を閲覧する』ものである。

上記の動作は、クライアントPC、サーバにより行われるから、『1つ以上の演算装置によって行われる』といえる。

以上まとめると、引用文献1には次の発明（以下「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

（引用発明）

（a）方法であって、

（b）会議が発生している間に、会議参加者に関するセンサからの検出情報を記録するステップを備え、

（b-1）前記センサからの検出情報の記録は、会議の記録が記録されている間に記録され、

（b-2）前記センサからの検出情報の記録は、会議の記録とは独立しており、

（b-3）前記センサからの検出情報の記録は、会議の記録において発生が記録されていないものであり、

（b-4）前記センサからの検出情報の記録は、送られてきた時刻情報が付加されたセンサからの検出情報におけるセンサからの検出情報が時刻・番地対応情報に対応した番地に記録され、

（c）前記方法は、さらに、会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなるセンサからの検出情報を含むブラウジングツール画面を用いて、会議についての情報を閲覧するステップを備え、

（d）前記方法は1つ以上の演算装置によって行われる方法。

なお、（a）～（d）は、構成を識別するために付与した。以下各構成を「構成a」等という。

第3 対比

1 対比

本願発明と引用発明とを対比する。

(1) 構成要件 A と構成 a とを対比すると、「方法」で一致する。

(2) 構成要件 B と構成 b とを対比する。

構成 b の「会議参加者に関するセンサからの検出情報を記録する」ことより記録されたものは、「会議に関連する活動についての活動記録」といえる。

また、構成 b の「会議参加者に関するセンサからの検出情報を記録する」ことは、会議参加者の活動をセンサにより検知した検出情報を記録することといえるので、「会議が発生している間に、前記会議に関連する活動についての活動記録を前記活動の発生を検知に応答して生成するステップを備える点で、本願発明と引用発明とは一致する。

(3) 構成要件 B-1 と構成 b-1 とを対比する。

構成 b-1 においては、「前記センサからの検出情報の記録は、会議の記録が記録されている間に記録されるから、「前記活動記録は、前記会議の記録が記録されている間に生成され」として、構成要件 B-1 と一致する。

(4) 構成要件 B-2 と構成 b-2 とを対比する。

構成 b-2 においては、「前記センサからの検出情報の記録は、会議の記録とは独立して」いるから、「前記活動記録は、前記会議の記録とは独立して生成され」として、構成要件 B-2 と一致する。

(5) 構成要件 B-3、B-4 と構成 b-3 とを対比する。

構成 b-3 における「前記センサからの検出情報の記録」は、「前記会議の記録において発生が記録されていない」ものであり、「特定の活動についての特定の活動記録」といえるから、「前記活動記録は、前記会議の記録において発生が記録されていない特定の活動についての特定の活動記録を含み」として、構成要件 B-3 と一致する。

また、「前記センサからの検出情報」は、「会議の記録」としての音声情報、映像情報とは異なるものであるから、「会議に関与しない」ものであり、センサを用いているから、「前記会議の記録に関与しないソースを使用」しているといえる。また、センサは会議参加者に関するものであるから、「前記会議の記録とは別個に 1 人以上の会議参加者の行動を監視することによって少なくとも部分的に検知され」といえる。

したがって、本願発明と引用発明とは、「前記特定の活動記録は、前記会議に関与しないととも前記会議の記録に関与しないソースを使用し、前記会議の記録とは別個に 1 人以上の会議参加者の行動を監視することによって少なくとも部分的に検知され」として一致する。

(6) 構成要件 B-5 と構成 b-4 とを対比する。

構成 b-4 における「前記センサからの検出情報の記録」、「センサからの検出情報」は、構成要件 B-5 における「活動記録」、「前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報」に相当する。

構成 b-4 においては、「各活動記録」が「前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報」に相当する「センサからの検出情報」を含んでいるものの、「前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータ」を含むものでなく、センサからの検出情報が時刻・番地対応情報に対応した番地に記録される点で、本願発明と相違する。

以上、まとめると、本願発明と引用発明とは、

「各活動記録は、少なくとも (a) 前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報を含む」点で共通する。

しかしながら、本願発明においては、「各活動記録」は、「(b) 前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータ」を含むのに対し、引用発明においては、「(b) 前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータ」を含むものではなく、「時刻・番地対応情報に対応した番地に記録され」る点で相違する。

(7) 構成要件 C、D と構成 c とを対比する。

本願発明は、「前記会議が終了した後に、前記会議中において発生した特

定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップと、

前記特定の活動がいつ発生したかに対応する前記会議の記録内の位置を見つける前記タイミングデータを使用するステップとを備え」るのに対し、引用発明においては、「会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなるセンサからの検出情報を含むブラウジングツール画面を用いて、会議についての情報を閲覧するステップを備え」る点で相違する。

(8) 構成要件Eと構成dとを対比すると、「前記方法は1つ以上の演算装置によって行われる、方法」として一致する。

2 一致点、相違点

以上より、本願発明と引用発明との一致点、相違点は、次のとおりである。

(一致点)

方法であって、

会議が発生している間に、前記会議に関連する活動についての活動記録を前記活動の発生を検知に応答して生成するステップを備え、

前記活動記録は、前記会議の記録が記録されている間に生成され、

前記活動記録は、前記会議の記録とは独立して生成され、

前記活動記録は、前記会議の記録において発生が記録されていない特定の活動についての特定の活動記録を含み、

前記特定の活動記録は、前記会議に関与しないととも前記会議の記録に関与しないソースを使用し、前記会議の記録とは別個に1人以上の会議参加者の行動を監視することによって少なくとも部分的に検知され、

各活動記録は、少なくとも(a)前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報を含み、

前記方法は1つ以上の演算装置によって行われる、方法。

(相違点1)

「各活動記録は、少なくとも(a)前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報を含む」について、

本願発明においては、「各活動記録」は、「(b)前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータ」を含むのに対し、

引用発明においては、「(b)前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータ」を含むものではなく、「時刻・番地対応情報に対応した番地に記録され」る点

(相違点2)

本願発明は「前記会議が終了した後に、前記会議中において発生した特定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップと、

前記特定の活動がいつ発生したかに対応する前記会議の記録内の位置を見つける前記タイミングデータを使用するステップとを備え」るのに対し、

引用発明においては、そのようなステップを備えるものではなく、「会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなるセンサからの検出情報を含むブラウジングツール画面を用いて、会議についての情報を閲覧するステップを備え」る点

第4 判断

1 相違点1について

引用発明は、「前記センサからの検出情報の記録は、送られてきた時刻情報が付加されたセンサからの検出情報におけるセンサからの検出情報が時刻・番地対応情報に対応した番地に記録され」るものであるが、送られてきた「センサからの検出情報」は、「時刻情報」が付加されているものであるから、「センサからの検出情報の記録」する際に、時刻情報と共に記録するようにすることは当業者が容易に着想することである。このようにすることにより、時刻情報からセンサからの検出情報が得られることは明らかであ

る。

そうすると、引用発明において、「各活動記録は、少なくとも（a）前記活動記録によって特定された対応する活動についての情報と、（b）前記対応する活動が前記会議内でいつ発生したかを示すタイミングデータとを含む」ようにすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

2 相違点2について

引用発明は、「会議参加者の在席から離席状態への移行またはその逆を見つける手がかりとなるセンサからの検出情報を含むブラウジングツール画面にを用いて、会議についての情報を閲覧する」ものであり、ブラウジングツール画面上のセンサからの検出情報は、会議についての情報を閲覧する際手がかりとなるものであるから、センサからの検出情報の位置から会議を閲覧することは当業者が容易に着想することである。

そうすると、引用発明において、センサからの検出情報の位置から会議を閲覧するために、「前記会議中において発生した特定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップと、前記特定の活動がいつ発生したかに対応する前記会議の記録内の位置を見つける前記タイミングデータを使用するステップとを備え」るようにすることは当業者が容易に想到し得ることである。

そして、「ブラウジングツール」は、会議が終了した後に使用するものであるから、「前記会議中において発生した特定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップ」は、「前記会議が終了した後に、前記会議中において発生した特定の活動についての特定の活動記録から前記タイミングデータを抽出するステップ」となる。

3 効果について

本願発明が奏する効果は、その容易想到である構成から当業者が容易に予測し得る範囲内のものであり、同範囲を超える顕著なものでもない。

第5 むすび

以上のとおり、本願の請求項1に係る発明は、引用文献1に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

したがって、本願は、他の請求項について検討するまでもなく、拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成28年 7月19日

審判長	特許庁審判官	清水 正一
	特許庁審判官	小池 正彦
	特許庁審判官	藤井 浩

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 1 8 . 1 2 1 - Z (H 0 4 N)

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	清水 正一	8942
	特許庁審判官	藤井 浩	8625
	特許庁審判官	小池 正彦	8726